

令和2年職員の給与に関する報告及び勧告の概要

令和2年11月16日

徳島県人事委員会

【報告及び勧告のポイント】

○ 月例給の改定なし

- 1 月例給について、民間給与との較差（ $\Delta 0.03\%$ ）が極めて小さいため、改定なし（7年ぶり）
- 2 「特定獣医師職給料表」を新設

1 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の243民間事業所の中から無作為に抽出した106事業所のうち、月例給については、89事業所の協力を得て調査を実施

2 月例給について

(1) 職員給与と民間給与との比較

<月例給>

職員（行政職）と民間事業所の従業員について、役職・年齢・学歴が同じ者同士の4月分の給与の比較

公民比較		公民較差	
民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差額 (A-B)	較差率 (A-B)/B
367,901円	368,017円	$\Delta 116$ 円	$\Delta 0.03\%$

(注) 「職員給与」は、民間事業所の従業員と給与比較することができた行政職給料表適用者の平均給与

(2) 改定の方針

公民較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、改定を行わない。

3 その他の課題

(1) 「特定獣医師職給料表」の新設

公務員獣医師の安定確保を図るため、「特定獣医師職給料表」を新設し、保健所等に勤務する獣医師に適用

(2) 改定の実施時期

令和3年4月1日から実施

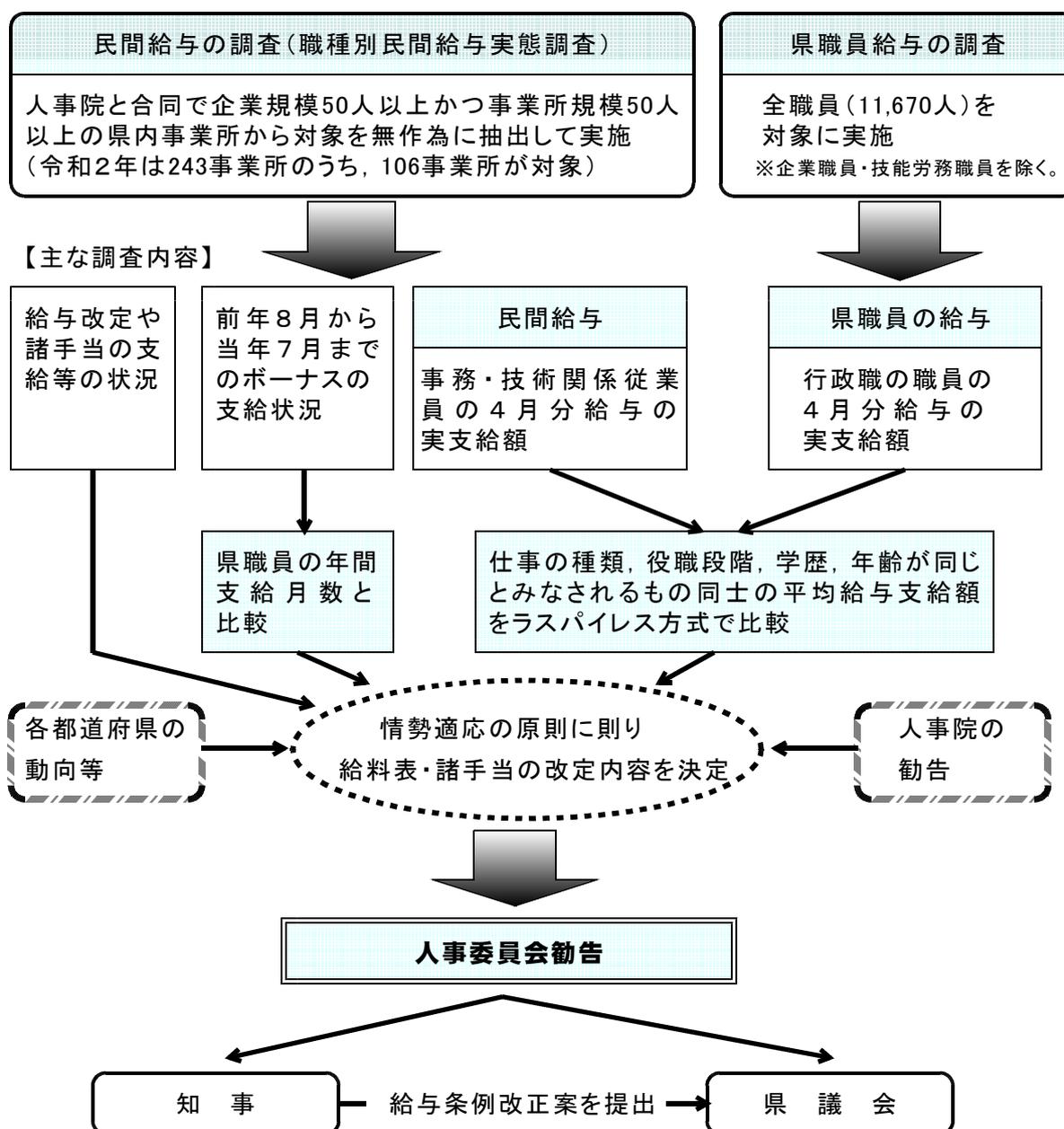
人事委員会勧告の仕組み

◇ 人事委員会の給与勧告制度

公務員は、労働基本権が制約され、民間企業のように労使交渉によって給与を決定することができない。このため、その代償措置として、地方公務員法により人事委員会の給与勧告の制度が設けられている。

この給与勧告は、県職員の給与が社会一般の情勢に適応したものになるよう、国及び他の地方公共団体の職員の給与や民間の給与などとバランスがとれたものとするを基本に行っている。

◇ 給与勧告の流れ



ラスパイレス方式による公民比較の仕組み

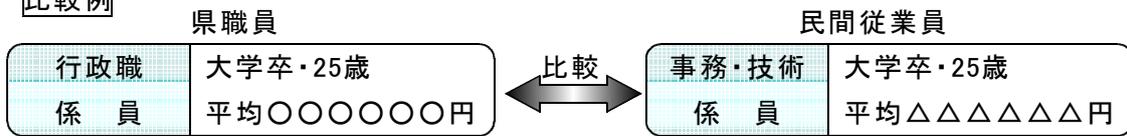
◇ ラスパイレス方式（県職員給与と民間給与との比較方法）とは

個々の県職員に仕事の種類、役職段階、学歴、年齢が同じとみなされる民間の従業員の給与が支払われたとした場合に必要となる給与総額(B)と現に支払われている給与総額(A)を比較し、どの程度の差があるかを算出する。
 具体的には、県職員の平均給与とこれと条件が同じとみなされる民間従業員の平均給与のそれぞれに県職員の数に乗じた総額を算出し、この平均をとった上で比較する。

◇ 比較方法

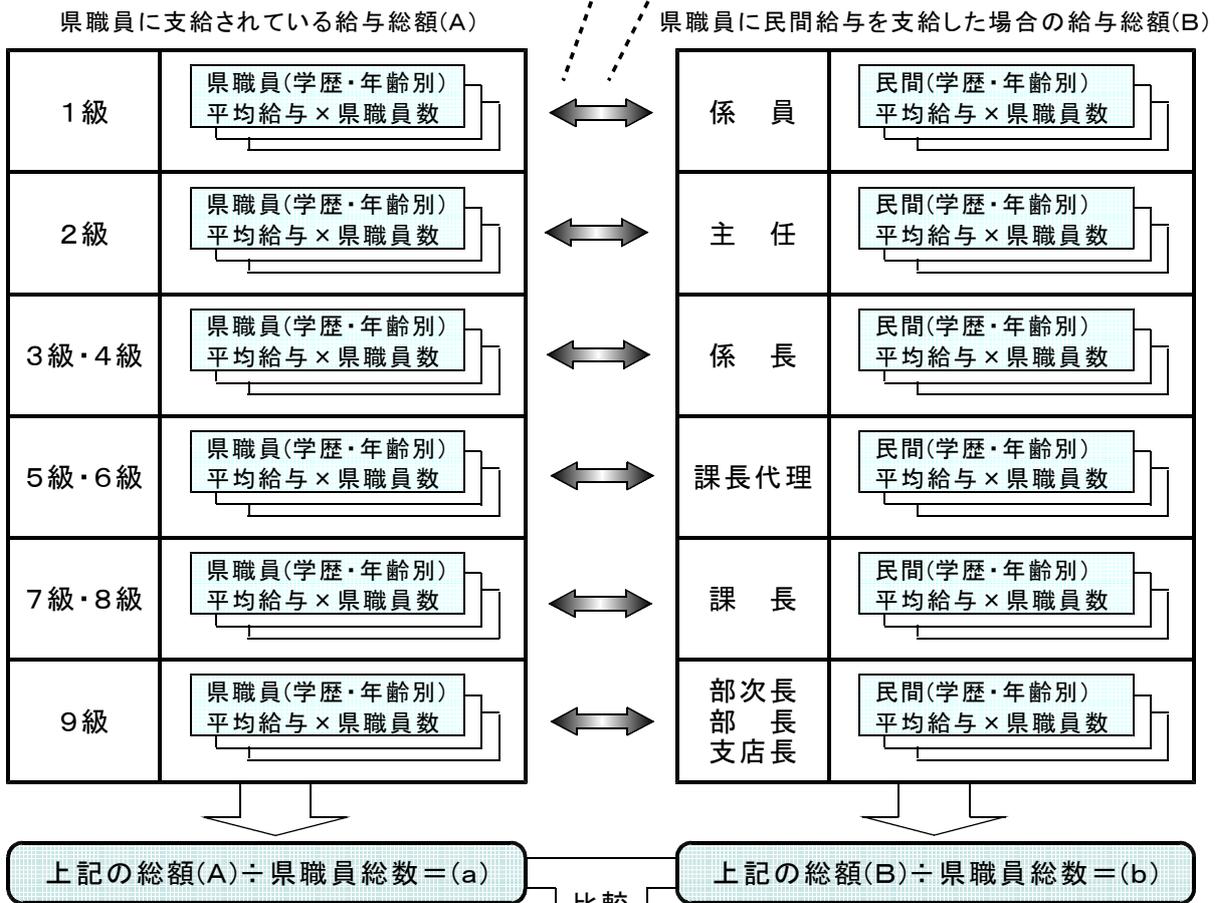
○ 仕事の種類、役職段階、学歴、年齢が同じとみなされるもの同士の平均給与額を比較

比較例



◇ ラスパイレス方式による較差算出

【比較例：企業規模500人以上の民間事業所の場合】



公民較差（県職員給与と民間給与との較差） = (b) - (a)